

令和5年10月25日

第4回村上市農業委員会会議録

第4回村上市農業委員会総会を令和5年10月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	5番	遠山和孝
6番	遠藤俊樹	7番	斎藤博
9番	阿部正一	10番	佐藤昌夫
11番	板垣栄一	12番	船山寛
13番	島田幸男	14番	田村昭一
15番	佐藤裕介	16番	加藤孝平
17番	佐藤健吉	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

4番	高橋大亮	8番	稲葉浩之
----	------	----	------

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
報告第2号 農用地利用集積計画の取消しについて
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第4号 令和6年度農業施策等に関する意見書（案）について
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久

高橋局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回村上市農業委員会総会を開催いたします

す。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は2名で、議席番号4番、高橋大亮委員、議席番号8番、稲葉浩之委員から欠席の報告を受けております。また、議席番号11番、板垣栄一委員から遅参の報告を受けております。よって、本日の出席委員は17名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日転用の現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、推進委員番号3番、近藤和明委員にもご出席をいただいておりますので、併せて報告をいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員選出に入ります。恒例により議長に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議事録署名委員には議席番号6番、遠藤委員、議席番号9番、阿部委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

議題に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告を願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人〇〇〇〇、土地につきましては1筆、648平米でございます。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ、2ページ御覧いただきたいと思います。図面左上に新屋集落がございます。その上を右下方向から左上方向に流れているのが三面川でございます。この三面川の上に少しだけ見えている集落が布部集落でございます。図面右下に太線で囲まれているところが今回の申請地になっております。

報告は以上でございます。

石山会長

続いて、報告第2号 農用地利用集積計画の取消しについてを報告願います。

小田副参事

それでは、3ページ御覧ください。報告第2号 農用地利用集積計画の取消しについてでございます。

こちらは、先月の第3回定例総会において決定された案件でございますが、取消しの案件でございます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、畑1筆、431平米、利用権等の種別、所有権の移転、贈与、こちらを取り消すものでございます。取消しの理由としましては、こちらは当初農地法の許可を受けるため、農地法3条申請を司法書士から提出されましたが、基本構想と照らし合わせ、基盤強化促進法でも可能であることを司法書士さんへお伝えし、先月基盤強化促進法による取扱いとさせていただきます。しかし、譲渡人及び譲受人の意向で農地法3条申請の依頼を司法書士にしていることから、基盤強化促進法ではなく農地法3条で許可を得たいとのことで、このたび取消しをし、この後改めて農地法3条の許可を受けようとするものでございます。

以上です。

石山会長

ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、4ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、交換が2件、贈与が1件、売買が1件、合わせて4件でございます。

それでは、番号1番から、交換の案件でございます。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積168平米、契約の種別、所有権の移転、交換。

対します農地が番号2番になります。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積201平米、契約の種別、所有権の移転、交換。こちら番号1番と2番の農地を交換し、耕作しやすくしたいものでございます。

続きまして、番号3番、贈与案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積431平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。先ほど報告さしあげた案件でございます。

す。

続きまして、番号4番が売買の案件でございます。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田4筆、地積合わせまして1,880平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、6ページ御覧ください。場所の説明をいたします。6ページ、こちら番号1番と2番同時に表示しております。こちらは、朝日地区の檜原集落でございます。檜原集落を斜めに走っているのが国道7号になります。ページ右上へ向かいますと、エコパークむらかみがございます。ページ中央付近、国道の北側に1筆と、国道を挟んでもう一筆ございます。こちらが議案第1号、番号1番及び2番の交換する箇所でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。ページ左側が浜新田集落でございます。右側が緑町になります。右下に中央自動車学校がございまして、ページ中央やや上側に太く囲った1筆がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図になります。

またページをめくっていただきまして、8ページ御覧ください。山北地区の北黒川集落でございます。ページ下側に北中集落ございまして、さらに下へ進みますと国道7号がございます。北黒川集落を縦に県道北中府屋停車場線が走っております。その停車場線の左側に2筆と右側に2筆太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号4番の位置図になります。

以上で場所の説明を終わります。説明しました4件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

石山会長

今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

無いようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

9ページ御覧いただきたいと思っております。今日は2件申請ありますが、同一箇所の案件となって

おります。

最初に、番号1、貸人〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、3,066平米、転用目的は砂利採取でございます。契約は賃貸借、10アール当たり〇〇〇〇円になっています。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は令和5年11月21日から令和7年5月20日、全体計画、農地面積ともに4,650平米となっております。関係者は3名でございます。

続きまして、下段、番号2、貸人〇〇〇〇、借人は1番と同じでございます。土地は2筆、1,584平米、転用目的以降は番号1と同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ、10ページ御覧いただきたいと思えます。図面中央にある集落が四日市集落となっております。図面右下に縦方向、斜め方向に通っているのが国道7号線、図面左上を斜めに通っているのが県道高根村上線となっております、この県道の下側、太線で囲まれております3筆が申請地となっております。

説明は以上でございます。

石山会長

この件について現地調査をお願いしておりましたので、調査の報告をお願いします。

推進委員3番、近藤委員。

近藤和明推進委員

推進委員3番、近藤です。10月6日、村上地区の現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時30分から西興屋地内の現場において、農業委員4名、最適化推進委員2名、事務局より中村次長、申請者の〇〇〇〇さんの立会いの下、まず初めに中村次長の説明を受けた後、〇〇〇〇さんが説明をいたしました。現地は、砂利採取のため一時転用するものです。昨年10月もお隣の田を砂利採取しまして、その続きで今回田地を一時転用するものです。農道を使用することで鉄板を敷き、また近くには公園もあることから、十分に気をつけて作業をいただくことを確認しました。村上地区では、参加者全員が許可相当と判断しましたが、皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、今ほど説明、報告のあった案件について質疑に入ります。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけど、備考に関係者3名とありますけども、2名誰ですか。どういう意味ですか。

中村次長

土地所有者がお二人と、借りる方、〇〇〇〇、関係者3名という、そういう取扱いで今までずっと書かせていただいております。

阿部正一委員

もう一人は誰。

中村次長

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。

阿部正一委員

受け人の。

中村次長

はい。

石山会長

阿部委員、よろしいですか。

阿部正一委員。

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(異議なしの声あり)

石山会長

無いようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、11ページ御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借の設定が10件、売買の案件が1件でございます。その後、中間管理機構案件のご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番の賃貸借案件からご説明申し上げます。番号1番、貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田1筆、4,113平米、賃借権の設定、期間は5年の11月1日から令和10年10月31日、5年間でございます。賃借料、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は貸人負担、再設定の案件

でございます。

以降、番号10番まで賃借権の設定でございます。

それでは、13ページ、番号11番、こちらが売買の案件になります。譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田3筆と畑3筆合わせまして6筆、面積は合わせまして6,555平米、所有権の移転、売買、対価は合わせまして〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置の説明をいたします。15ページになります。ページの右側が岩沢集落でございます。ページの下側に三面川が流れております。ページ中央に縦に高速道路が走っております。高速道路の左側、3筆でございます。それと、高速道路の右側、集落寄りのほうに3筆太く囲ってございます。

こちらが議案第3号、番号11番の位置になります。

以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号5番から9番について審議をいたします。

それでは、議事に参与できない議席番号19番、富樫委員、議席番号7番、斎藤委員、議席番号16番、加藤委員のお三方、退席を願います。

石山会長

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号5番から9番につき承認することに決定いたしました。

石山会長

富樫委員、斎藤委員、加藤委員、議案番号5番から9番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号1番から11番まで質疑に入ります。

17番、佐藤委員。

佐藤健吉委員

17番、佐藤ですが、朝日地域なので、11番について参考に教えていただきたいんですが、売買案件で全体額が、〇〇〇〇円ということで、10アールで〇〇〇〇円となっているのですが、田と畑が一緒になっているのですが、大体田の単価はどのくらいになっていますか、10アール当たりですか、畑の単価どのくらいになるのか、それが分かると今後の参考になるんで、教えていただきたい。

小田副参事

すみません。譲受人と譲渡人からちよつと総額でしか聞いておりませんで、田と畑を分けて金額聞いておりませんでしたので、申し訳ございませんでした。

石山会長

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤健吉委員

はい。

石山会長

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

それでは、議案番号5番から9番を除いて1番から11番までについて承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号5番から9番を除き、1番から11番まで承認することに決定いたしました。

それでは、引き続き説明を願います。

近藤副参事

続きまして、16ページ御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、使用貸借6件、賃貸借8件、合計14件です。また、14件のうち館腰第1、第2地区内の農地の貸借が8件ございます。

それでは、番号12番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積500平米ほか1筆、計2,150平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号13番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号12番と同様でございます。

ここから17ページ、番号17番までは使用貸借の案件となっております。

続きまして、同ページ、番号18番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,238平米ほか4筆、計9,360平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号19番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号18番と同様でございます。

ここから19ページ、番号25番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、この案件についての番号12番から25番、理事長である私が議事に参与できませんので、退席し、議長を板垣職務代理にお願いいたします。

板垣職務代理

それでは、石山会長に代わり、私が議長の代理を務めさせていただきます。

まず、石山会長の退席した対象は、番号12番から25番であります。まず、最初に12番から21番までを審議させてもらいたいと思います。ご質問お受けいたします。ありませんか。

(無しの声あり)

板垣職務代理

それでは、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

では続きまして、22番からになるわけですが、22番から25番につきましては、船山寛委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

板垣職務代理

それでは、22番から25番まで質疑をお受けいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

では、決定いたしました。

(12番 船山 寛君着席)

板垣職務代理

船山委員、22番から25番まで承認することに決定いたしました。

板垣職務代理

会長、12番から25番まで承認することに決定いたしました。

では、会長に議長を変更いたします。

石山会長

それでは、議案第4号に移ります。令和6年度農業施策等に関する意見書(案)についてを議

題といたします。

事務局、説明してください。

小田副参事

それでは、議案第4号になります。令和6年度農業施策等に関する意見書（案）についてでございます。

議案書と一緒に送付させていただきました令和6年度村上市農業施策等に関する意見書を御覧ください。こちらですが、7月19日に第1回目の農政振興部会開催させていただきました。委員の皆様から意見書に掲載すべき事項等について話し合いを行いました。それをもちまして8月及び9月に農政振興部会正副部会長会議を開催し、素案をさせていただきました。それをもちまして10月10日に農政振興部会を開催し、部会一致で意見書の素案を作成いたしました。

それでは、意見書（案）を読み上げさせていただきます。日頃より村上市におかれましては、食と地域を支える魅力ある農業づくりに取り組まれ、地域農業を推進されておりますとともに農地最適化に向けた農業委員会活動にもご理解いただき、深く感謝申し上げます。さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害など、依然として厳しい状況となっています。さらに、新型コロナから始まり、ロシアのウクライナ侵攻など国際情勢が不安定な中、輸入依存が高い燃料や化学肥料の原料などの価格が高騰し、農業者の経営に影響が出ており、村上市においても緊急的に農業支援を行っていただいておりますが、経営困難による農業離れが危惧されます。これを踏まえ、村上市におかれましては、これまで以上に農業者の経営支援の継続にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

項目1番、農業経営の安定化について。地域計画への取組や高齢化が進む農業者の離農により、担い手の確保が喫緊の課題となっている中、新規就農、雇用就農、経営継承、新規参入の確保、育成を進めていくため、農業経営相談など就農から経営発展までハードとソフト両面をきめ細かくサポートする支援体制の強化を図ること。日本においては、ロシアのウクライナ侵攻や円安により燃油や肥料原価価格の高騰が生じ、農業経営の農業コストが上がり続けています。また、近年の大きな気象変動に伴い、本年は新潟米の品質の低下が生じており、二重三重に農業経営を圧迫しております。農業経営者が経済情勢に左右されることのない農業経営の支援策を講じること。

2つ目、強い農業経営基盤の構築について。近年の自然災害は、村上市内で発生した令和4年8月3日からの大雨の災害から見ても、これまでの想定を遥かに超える規模と頻度で災害が発生し続けています。本年は、熱中症警戒アラートが数か月継続されるなど、異常気象による農業用水の確保が困難な時期もあり、米の品質の低下の一因となりました。このため、今後は大規模な自然災害、異常気象に対する備えとして、農村地域における農業水利施設やため池などの農業関連施設の防災、減災対策の早急な整備強化、未整備ほ場の整備促進により田んぼダムを推進する

など水害対策を図ること。また、災害後の被災ほ場等の再建、被災農業者が意欲的に営農を再建できる総合的な支援に努めること。

3番、有害鳥獣対策について。深刻化する鳥獣被害の対策として、ハード対策として野生鳥獣の進入防止柵の設置、ソフト対策として罾、狩猟免許資格取得の支援などの策を講じていただいています。各地域の猟友会の狩猟免許取得者の高齢化による人員の減少が進みつつあります。被害防止に向け、現場対応が常時可能な専門職員の配置なども念頭に置き、一層の鳥獣被害対策を図ること。また、捕獲後の処理方法や処理場の確保、被害農地による耕作放棄地対策の支援を図ること。

4つ目、農業委員会並びに事務局体制の強化について。村上市農業委員会は、新潟県内で広範囲な農地を所管し、農地法に基づき、各種申請業務や現地確認など農地所有者の相談に応じています。加えて、令和5年度からは継続的農業の実現に向け、地域計画の目標地図作りに取り組み、地域集落への支援業務を行っております。また、農業基盤整備であるほ場整備事業要件として中間管理機構の契約が必携となっており、朝日地域では出し手と受け手の契約調整業務が増加傾向にあります。地域計画の各地域支援業務及び中間管理機構の契約に関連した所有者不明農地や相続など、専門性が問われる業務の対応が必要となっております。引き続き知識や経験を有する職員の配置をお願いし、事務局体制の強化を図ること。

以上、こちらが農政振興部会で決定された意見書の案でございます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは、議案4号についてご意見、ご質問を伺います。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

意見がなければ、意見書として提出することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第4号 令和6年度農業施策等に関する意見書(案)については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について、皆様方から。

(発言する者なし)

石山会長

2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時05分～午後2時20分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 5 年10月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員
委 員